

第 20 期第 17 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 4 日 (水) 午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 12 名 (欠席 3 名)
 県 水産振興課 2 名、
 八戸水産事務所 1 名、
 むつ水産事務所 1 名
 事務局 3 名
- 4 概 要
 ○議案の審議 3 件



【 議 案 】

(1) 東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

青森県農林水産部長より、サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 4 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

- 1 制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。
- 2 制限海域及び制限期間においては、竿釣及び手釣によりサクラマスを採捕してはならない。
- 3 制限期間 平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

(2) 東部海区管内におけるまき餌づりの指示について

青森県農林水産部長より、遊漁によるまき餌づり禁止に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 5 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

- 1 まき餌づりの制限
 次の禁止区域においては、遊漁によるまき餌づりをしてはならない。

(禁止区域)

八戸鮫町地先、八戸市白銀町・築港街・港町・新湊及び河原木地先、八戸市市川地先、下北郡東通村白糠地先、下北郡東通村小田野沢地先、下北郡東通村石持地先、むつ市関根地先、むつ市大畑町地先

2 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業者の操業を妨げないようにしなければならない。

3 指示の有効期限

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(3) 東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長より、底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

委員会指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[東部海区漁業調整委員会指示第 6 号](#)をご覧ください。

(指示案の要旨)

次の制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、東部海区漁業調整委員会の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心とを結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域（次に掲げる海域を除く。）

①下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域

②下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以南の青森県東部海区管内の海域の共同漁業権漁場

2 制限期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで